



令和2年改正個人情報保護法の概説

～個人データのビジネス利用における法的留意点

弁護士・公認システム監査人
福 本 洋 一



福本 洋一

パートナー弁護士

著作等

NBL（商事法務）の巻頭言「HOT/COOL Player」にて「企業におけるセキュリティ対策開示の意義」（NBL1122号、平成30年5月15日発刊）が掲載

AIビジネスに関する契約書作成のポイント（BUSINESS LAWYERS）を執筆

【連載】データ・オーナーシップがビジネスに与えるインパクト（BUSINESS LAWYERS）で、全4回にわたりIoT・ビッグデータ・AIビジネスについての解説記事を執筆



略歴

- 1999 同志社大学 法学部法律学科 卒業
- 2002 同志社大学大学院 法学研究科 博士課程 前期修了
- 2003 弁護士登録（大阪弁護士会） 第一法律事務所に所属
- 2014 弁護士法人第一法律事務所 パートナー就任

資格

システム監査技術者／公認システム監査人

日本経済新聞社による2015年度「企業が選ぶ弁護士ランキング」の情報管理分野において選出

☎ (06) 7669 - 8938
(03) 5252 - 7022

✉ fukumoto@daiichi-law.jp



01 個人に関する情報のビジネス利用

02 個人情報保護法の改正法の概要

03 ビジネス利用における新たな課題

個人に関する情報のビジネス利用の変化

人の主観による情報収集

会員登録・アンケート調査への回答

(用途)

DMの発送やメールマガジン等の送信、アンケートの回答結果に基づくニーズに応じた新製品等の開発・マーケティングや広告での利用

→ データ量が少ない・信頼性低い



スマートフォン・IoT機器による情報収集

購入履歴・移動履歴・行動履歴・操作履歴等の外形的な履歴情報

各人の属性に応じた行動履歴に基づいた世代毎の新製品等の企画・開発、各人の趣向を分析したターゲットマーケティング広告での利用

→ データ量が多い・信頼性高い

どのようなデータ利用が個人情報の取り扱いとなるのか？

特定の個人を識別したサービスか？
サービス内で個人を特定するか？

Yes（個人を識別する）

個人情報としての取扱い



No（個人を識別しない）

データ分析に利用する元データに
個人に関する情報を含まないか？

Yes（個人に関する情報を含まない）

非個人情報としての取扱い



No（個人に関する情報を含む）

仮名化の加工しないか？
匿名加工情報に加工するか？

Yes（匿名加工情報に加工）

匿名加工情報としての取扱い



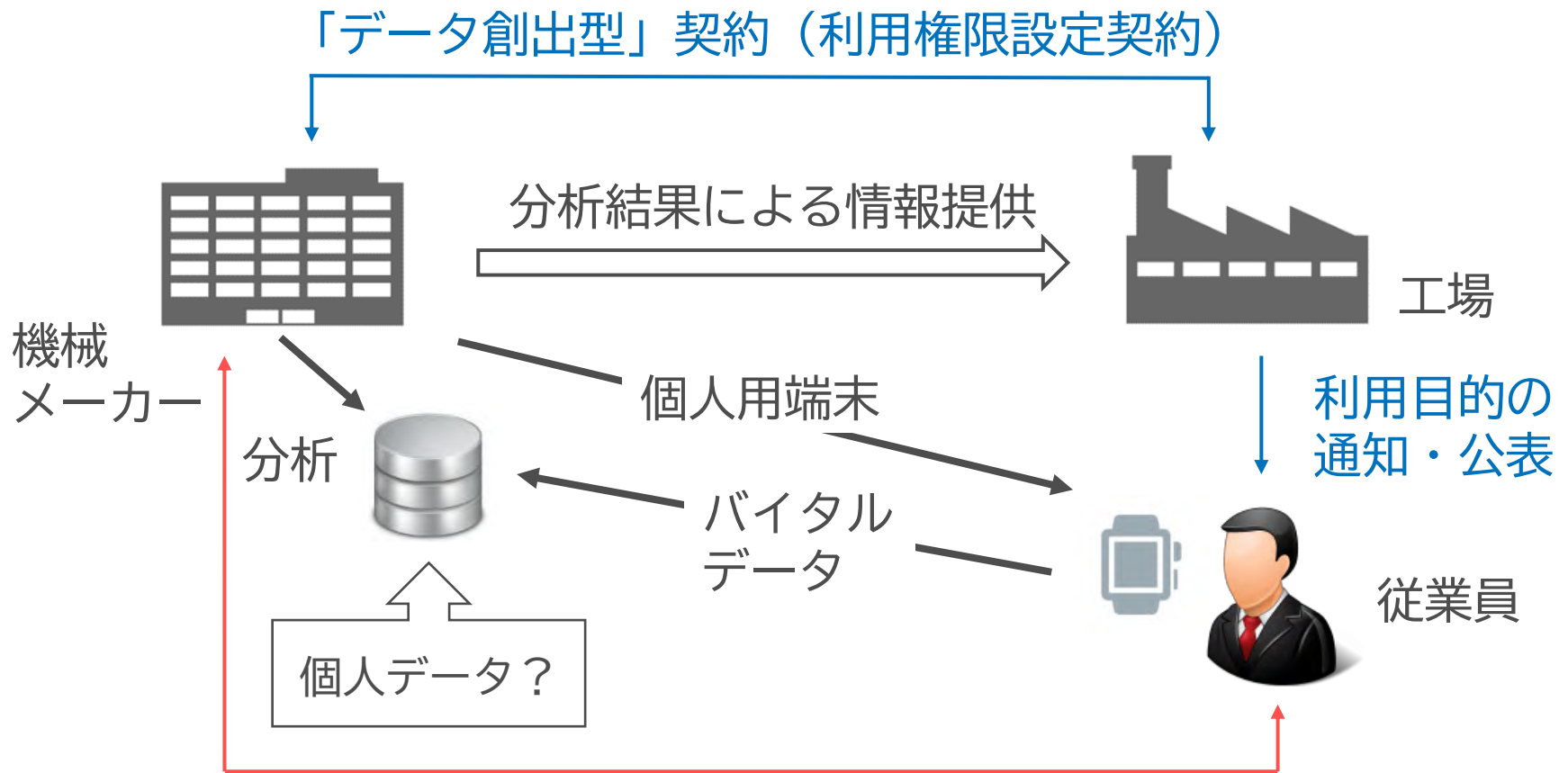
No（仮名化の加工しない or
匿名加工情報にはしない）

個人情報としての取扱い

※ 氏名等を単に削除する等の仮名化しただけでは依然として「個人情報」



個人に関する情報を取り扱う I o T サービス

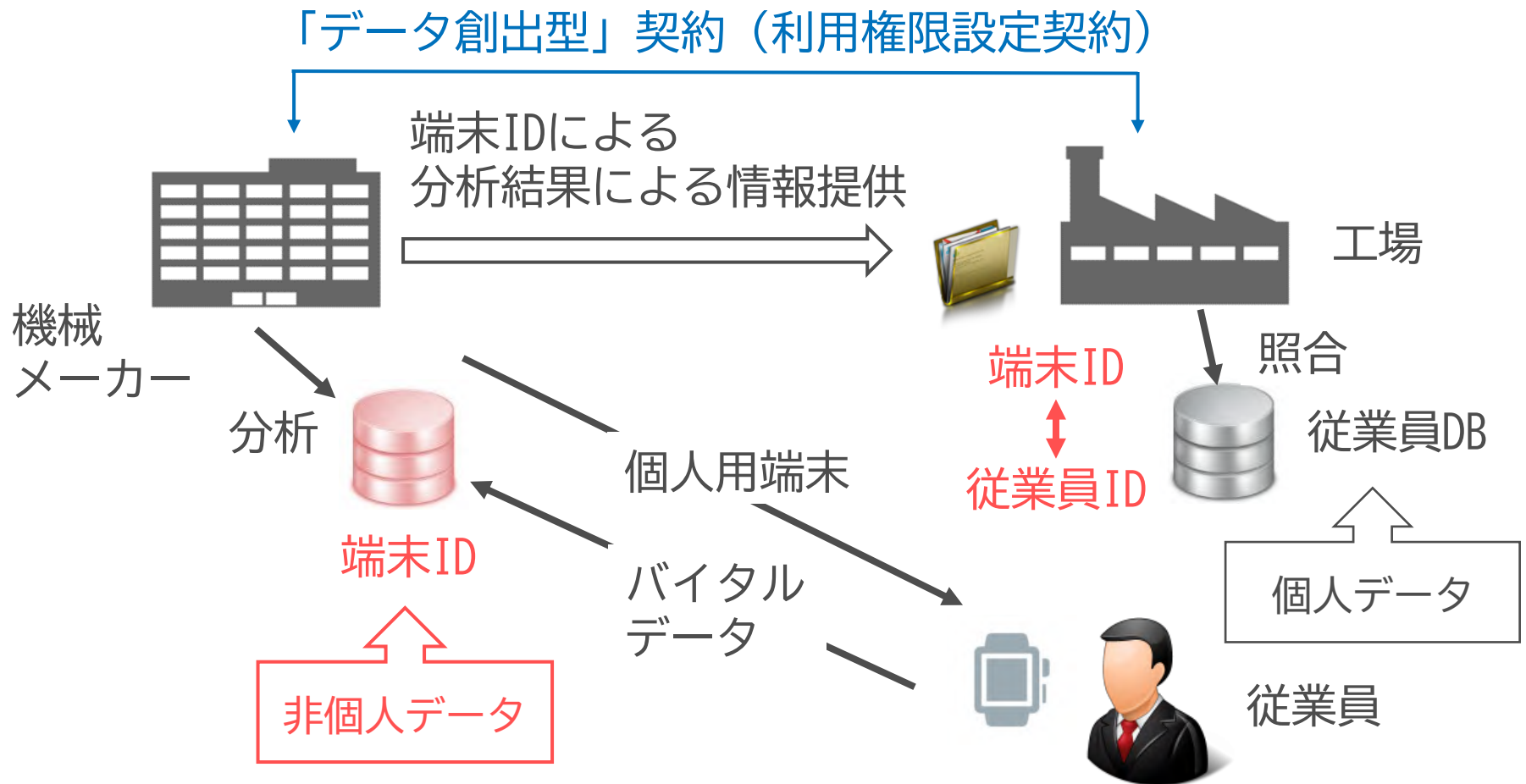


工場での利用目的外での利用や提供には従業員本人の同意

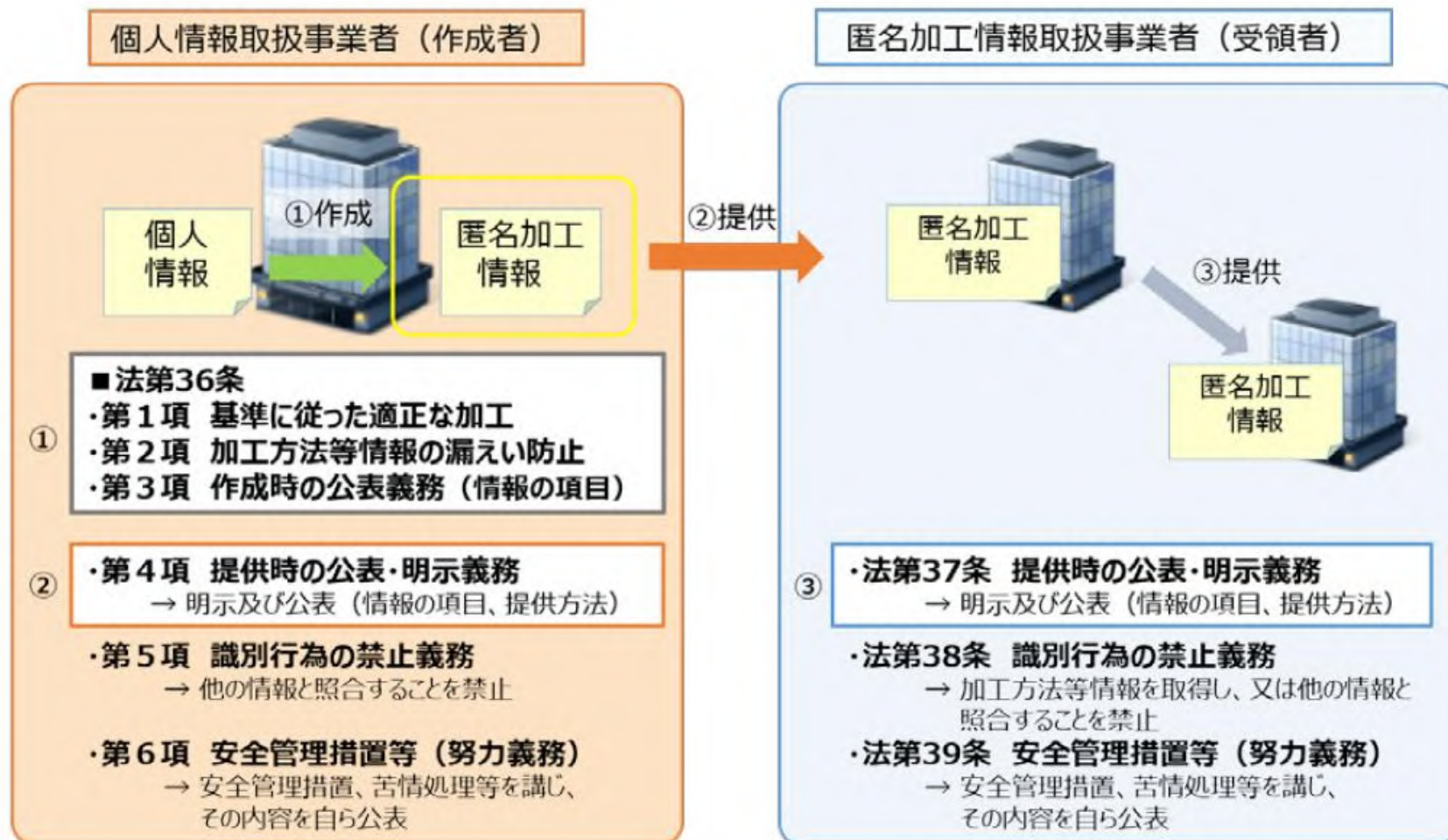
特定の個人を識別する情報

情報項目	具体例	個人情報への該当性
氏名	福本 洋一	特定識別情報に該当
顔画像・顔映像		特定識別情報に該当
生体認証	顔認証・指紋認証・静脈認証	個人識別符号として該当
公的番号	マイナンバー：111111111111 運転免許証番号：第629400001234号	個人識別符号として該当
民間のID番号	社員番号：0001 会員番号：A12345	非該当
オンライン識別子	ログインID：user0001 IPアドレス：192.168.1.1 Cookie識別子：uuid%2%3A%2X-....	非該当

個人データに該当しないスキーム



取得時に個人情報とにならないようにする意義



出典：個人情報保護委員会事務局レポート「匿名加工情報」



01 個人に関する情報のビジネス利用

02 個人情報保護法の改正法の概要

03 ビジネス利用における新たな課題

令和2年度個人情報保護法の改正法の概要

個人データの流通促進関連

- ・ 開示のデジタル化（データポータビリティ）
- ・ 開示等の対象となる保有個人データの範囲の拡大（6ヶ月以内に消去する短期保存データも対象）
- ・ 仮名化情報の新設（仮名加工を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務の対象外）

リクナビ問題対策 （DMP対策を含む）

- ・ 個人関連情報の創設（提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認義務）
- ・ 違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報の利用禁止

本人のコントロール権強化

- ・ 個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも利用停止・消去等の請求が可能

データ漏えい事故対応

- ・ 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合に、委員会への報告及び本人への通知を義務化



令和2年度個人情報保護法の改正法の概要

名簿業者対策の強化

- ・ 個人データの授受に関する第三者提供記録について、本人が開示請求可能
- ・ オプトアウト規定により第三者に提供できる個人データの範囲を限定（①不正取得された個人データと②オプトアウト規定により提供された個人データは対象外）

罰則強化

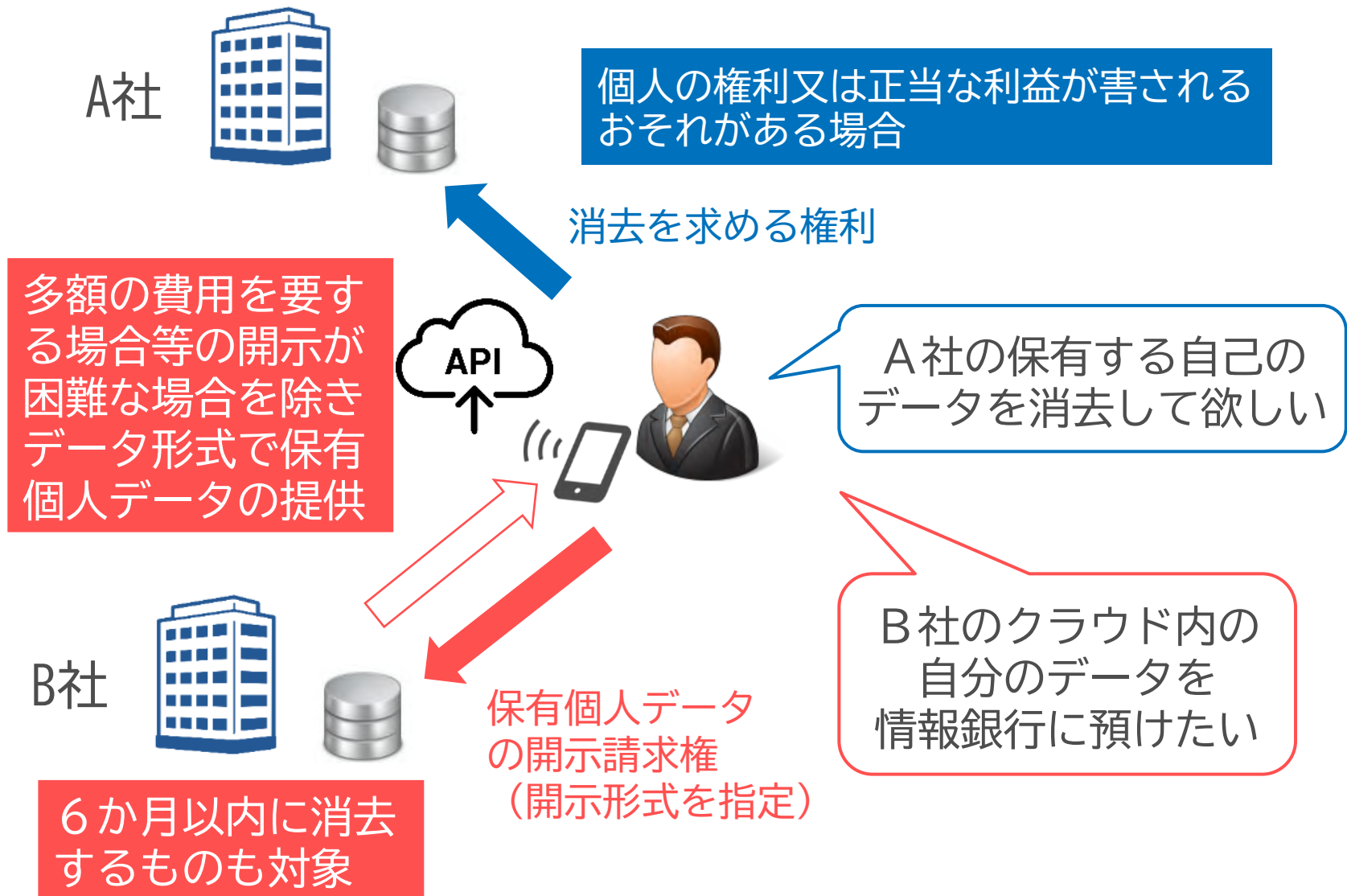
- ・ 委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の法定刑の引き上げ
- ・ データベース等不正提供罪、委員会による命令違反の罰金について、法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額を引き上げ（法人重科・1億円以下の罰金）

域外適用・移転規制

- ・ 日本国内にある者の個人情報を取り扱う外国事業者も報告徴収・命令の対象
- ・ 外国にある第三者への個人データの提供時に、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等



個人データの流通促進関連（データポータビリティ等）



個人データの流通促進関連（仮名加工情報）

仮名加工情報

- ・自らの組織内部で個人情報を取り扱うにあたり、安全管理措置の一環として、データ内の氏名等特定の個人を直接識別できる記述を他の記述に置き換える又は削除することで、加工後のデータ単体からは特定の個人を識別できないようにする
- ➡ 目的外利用の禁止・第三者提供の制限の対象
開示等の請求は対象外 ← データポータビリティ・消去権

匿名加工情報

- ・データの利活用・流通の促進のために、誰の情報か分からないように加工された情報について、企業の自由な利活用を認める
- ➡ 目的外利用の禁止・第三者提供の制限の対象外



個人データの流通促進関連（仮名加工情報）

個人データ

取引ID	会員ID	氏名	生年月日	住所	電話番号	購入日時	商品ID	商品名	数量
A100	0001	福本洋一	2001/1/1	大阪市北区中之島2丁目2番7号	7669-8938	2020/3/1 15:00	P0033	鉛筆	1

仮名加工（詳細は改正法の規則で定められるため、あくまでイメージ）

取引ID	会員ID	氏名	生年月日	住所	電話番号	購入日時	商品ID	商品名	数量
A100	0001	XXXX	2001/1/1	大阪市北区中之島2丁目2番7号	7669-8938	2020/3/1 15:00	P0033	鉛筆	1

匿名加工

取引ID	開示用ID	氏名	生年月日	住所	電話番号	購入日時	商品ID	商品名	数量
A100	<u>000A</u>	福本洋一	2001/1/1	大阪市北区中之島2丁目2番7号	7669-8938	2020/3/1 15:00	P0033	鉛筆	1



データ漏えい事故対応

対象 事案

- ✓ 個人データ（特定個人情報に係るものを除く。）の漏えい、滅失又は毀損
- ✓ 加工方法等情報（匿名加工情報の加工の方法に関する情報等）の漏えい
- ✓ これらのおそれ



望ましい対応

- (1) 事業者内部における報告及び被害の拡大防止
- (2) 事実関係の調査及び原因の究明
- (3) 影響範囲の特定
- (4) 再発防止策の検討及び実施
- (5) 影響を受ける可能性のある本人への連絡（事案に応じて）
- (6) 事実関係及び再発防止策等の公表（事案に応じて）

義務

義務



努力義務

個人情報保護委員会等への
速やかな報告

※なお、別途、業法等で監督当局への報告が義務付けられている場合もあるため、注意が必要です。

出典：個人情報保護委員会「事業者において個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応（概要）」を加工



罰則強化

違反行為	現行法	改正法
虚偽報告等	<u>30万円</u> 以下の罰金 法人併科：同内容	<u>50万円</u> 以下の罰金 法人併科：同内容
勧告・命令違反	<u>6月</u> 以下の懲役／ <u>30万円</u> 以下の罰金 法人併科：同内容	<u>1年</u> 以下の懲役／ <u>100万円</u> 以下の罰金 <u>法人重科：1億円</u>
データベース等不正提供罪	1年以下の懲役／50万円以下の罰金 法人併科：同内容	1年以下の懲役／50万円以下の罰金 <u>法人重科：1億円</u>

経済的な価値のあるデータベース（名簿データ）のセキュリティ強化
従業者に対するデータベース等不正提供罪に対するモラル教育



リクナビ問題対策（個人関連情報の第三者提供の制限等）

【DMP（Data Management Platform）との関係】

企業が自社で蓄積したデータを活用するために用いる「プライベートDMP」と、DMPを運営する事業者が様々な事業者からユーザーデータを収集し、それにIDを付した上で統合・分析し、さらには、外部に提供する「パブリックDMP」がある

この中で、クッキー等の識別子に紐付く個人情報ではないユーザーデータを、提供先において他の情報と照合することにより個人情報とされることをあらかじめ知りながら、他の事業者に提供する事業形態が出現

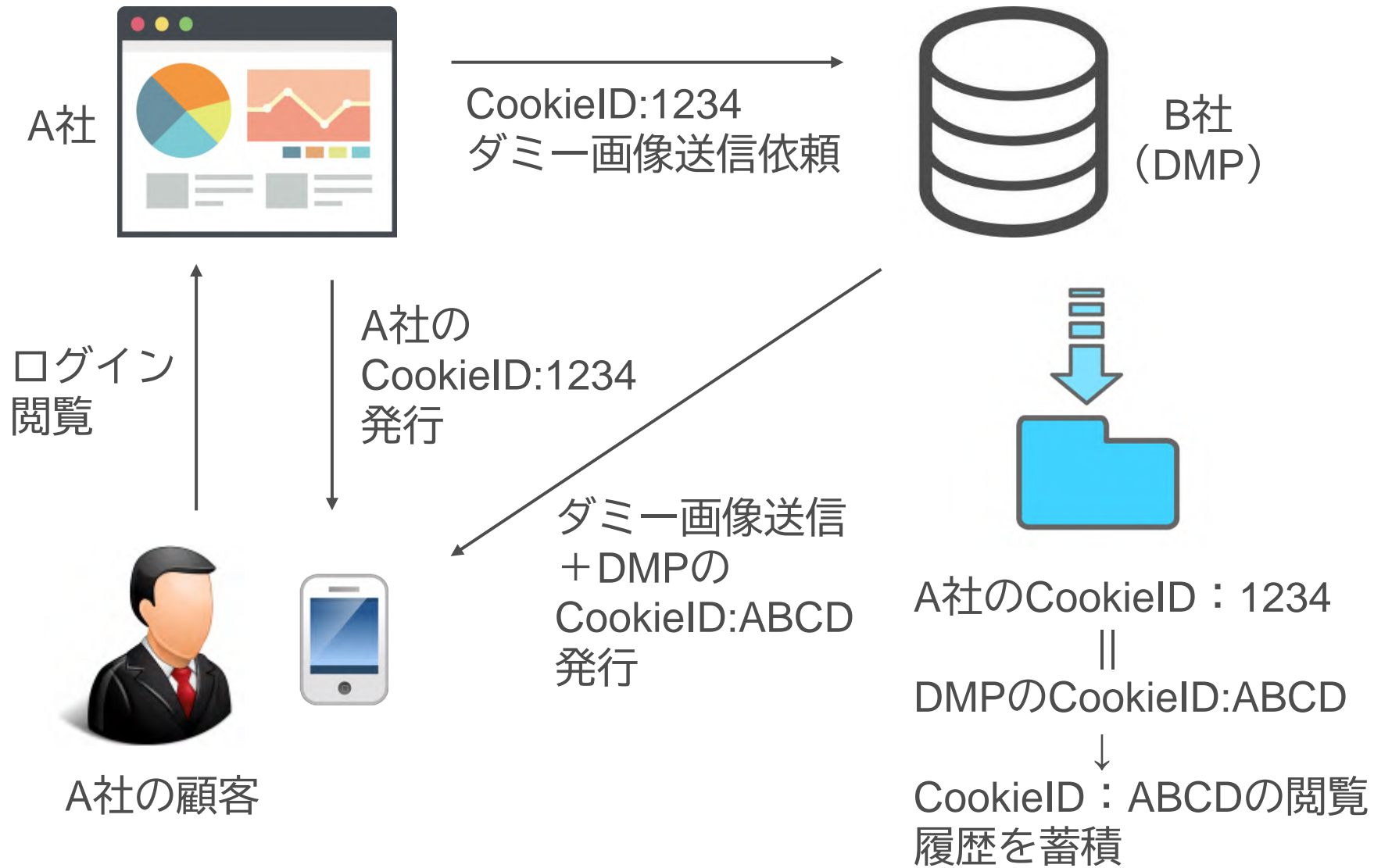
→ 法第23条の規定（第三者提供の制限）の趣旨を潜脱するスキームが横行しつつある

提供元基準を基本としつつ、提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、提供元に対し、提供先に本人同意が得ていることの確認義務

出典：個人情報保護委員会「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱」



リクナビ問題対策（個人関連情報の第三者提供の制限等）



リクナビ問題対策（不適正な利用方法の禁止）

不適正な利用方法の禁止（改正法第16条の2）

個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない

- ➡ 初めて個人情報の利用方法自体に対する制限を課す規制
（ビジネスにおける個人データ利用に対する新たなグレーゾーン）

「違法・不当な行為を助長・誘発するおそれがある方法」とは

- ・ 現行法の規定に照らして違法ではないとしても、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれのある方法により個人情報を利用するなど、本法の目的である個人の権利利益の保護に照らして、看過できないような方法で個人情報が利用されている事例が、一部にみられる（2019/12/13 制度改正大綱の指摘）
- ➡ （株）リクルートキャリアに対する指導（2019/8/26）



リクナビ問題対策（不適正な利用方法の禁止）

多数の破産者等の個人情報ウェブサイトに違法に掲載

令和2年7月29日に、個人情報保護委員会が、多数の破産者等の個人情報をウェブサイトに違法に掲載している2事業者に対し、当該ウェブサイトを通じて直ちに停止等するよう命令

（命令の原因となる事実）

当該2事業者は、破産手続開始決定の公告として官報に掲載された破産者等の個人情報を取得するにあたり、利用目的の通知・公表を行わず（同法第18条）、当該個人情報をデータベース化した上、第三者に提供することの同意を得ないまま、これをウェブサイトに掲載していたものである（同法第23条第1項）

→ 公開された個々の情報が一覧性あるデータベースとして簡単に検索できると、破産法の趣旨を超え、（プライバシーなど）権利侵害を生むおそれがある

ガイドラインに関するQ & A

Q5-13 企業の代表者情報等の公開情報を第三者提供する際に、本人の同意が必要ですか。

例えば、ある企業の代表取締役の氏名が当該会社のホームページで公開されていて、当該本人の役職（代表取締役）及び氏名のみを第三者に伝える場合等、提供する個人データの項目や提供の態様によっては、本人の同意があると事実上推認してよい場合もあると解されます。





01 個人に関する情報のビジネス利用

02 個人情報保護法の改正法の概要

03 ビジネス利用における新たな課題

『リクナビDMPフォロー』の問題点

対象となる学生の方の選考離脱や内定辞退の「可能性」を示すサービスでした。本サービスの提供により、企業には学生フォローにご活用頂くことを目的として開発されました。

具体的には、契約企業における前年度の選考離脱・内定辞退者の『リクナビ』上での閲覧・行動履歴から、当該契約企業に対する応募行動についての予測モデルを作成します。そこに当該契約企業から提供を受けた今年度の応募学生情報について、当社が保有する当該契約企業の予測モデルに、応募学生の『リクナビ』上での行動ログを照合することで、「学生からの辞退」というかたちで選考離脱や内定辞退が起こる可能性をスコア値にし、契約企業に対して提示していました。

なお、『リクナビDMPフォロー』をご利用いただく契約企業には、当社から提供したスコアを、選考における合否判断の根拠には使用しないようお約束いただき、また、本サービスを提供する事前と事後に、当社担当者が実際の活用方法を確認しておりました。

出典：リクルートキャリアのウェブサイト「『リクナビDMPフォロー』に関するお詫びとご説明」

本人はサイト上でのアクセス履歴で自己の内心が評価されることを知らない学生に対する選考段階での除外や内定の見送り・見直しに利用されるおそれ



プライバシーポリシー

◆属性情報・端末情報・位置情報・行動履歴等の取得及び利用について

・行動履歴等の利用について

当社は、本サービスにおいて取得した行動履歴等を用いて、ユーザーに適切な広告を配信するために行動ターゲティング広告サービスを利用しています。

また、当社は、ユーザーがログインして本サービスを利用した場合には、個人を特定したうえで、ユーザーが本サービスに登録した個人情報、およびcookieを使用して本サービスまたは当社と提携するサイトから取得した行動履歴等（当該ログイン以前からの行動履歴等を含みます）を分析・集計し、以下の目的で利用することがあります。

- ・ 広告・コンテンツ等の配信・表示等のユーザーへの最適な情報提供
- ・ 採用活動補助のための利用企業等への情報提供（選考に利用されることはありません）。

なお、行動履歴等は、あらかじめユーザー本人の同意を得ることなく個人を特定できる状態で第三者に提供されることはございません。

また、当社は、提供を受けた行動履歴等を集計および分析し、個人を特定できない情報として統計データ等を作成し、当該統計データ等につき何らの制限なく利用することができるものとし、ユーザーはこれを承諾します。

出典：リクルートキャリアのウェブサイト「プライバシーポリシー | リクナビ2020」



透明性の確保等

日本インタラクティブ広告協会（J I A A）の自主規制
個人情報保護委員会による「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し
に係る検討の中間整理」において以下の自主規制が紹介

プライバシーポリシーガイドライン

- ・「インフォーマティブデータ」：クッキー等の識別子情報や位置情報、閲覧履歴、購買履歴といったログ情報等の個人に関する情報で、個人を特定することができないもののプライバシー上の懸念が生じ得る情報から「統計情報」を除いたものについても、取扱基準を定める。

http://www.jiaa.org/download/JIAA_PPguideline2014_02.pdf

行動ターゲティング広告ガイドライン

- ・行動履歴情報を利用した行動ターゲティング広告でのユーザーへの「透明性の確保」（データの取扱いについての分かりやすい説明）と「関与（オプトアウト）の機会の確保」（データの取得又は利用の可否を容易に選択できる手段の提供）の徹底を原則としている。

http://www.jiaa.org/download/JIAA_BTAguideline2014_02.pdf



個人データの分析による不利益な取扱い

プロファイリング（EU一般データ保護規則4条）

自然人と関連する一定の個人的側面を評価するための、特に、当該自然人の業務遂行能力、経済状態、健康、個人的嗜好、興味関心、信頼性、行動、位置及び移動に関する側面を分析又は予測するための、個人データの利用によって構成される、あらゆる形式の、個人データの自動的な取扱い
ex) EUで多くみられるプロファイリングの事例として、与信目的・採用目的・マーケティングなどが挙げられる

プロファイリングを含む個人に対する自動化された意思決定（第22条）

データ主体に関する法的効果を生じさせる、又は、当該データ主体に対して同様の重大な影響を及ぼすプロファイリングを含むもっぱら自動化された取扱いに基づいた決定の対象とされない権利

本人の選択や関与なく外形的な行動情報から自己の内心・内面の評価
自動化された意思決定によって個人に対する評価の決定・固定化のリスク



弁護士法人 **第一法律事務所**

DAIICHI LEGAL PROFESSIONAL CORPORATION